

第15回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、庁内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和2年4月17日（金）10：00～12：00
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 緊急事態宣言の区域変更及び基本的対処方針の変更について

- (1) 令和2年4月16日付けで緊急事態宣言の区域が変更となり全都道府県が対象区域となった。緊急事態措置を実施すべき期間は4月16日から5月6日までである。
- (2) 基本的対処方針（4月16日変更）
内閣官房HP参照
- (3) 緊急事態宣言を受けての本市の動き

これから新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）に基づき、三重県知事から様々な要請が実施される可能性がある。どのような要請がなされるか現段階では発表されていないが、これに備えて各対策部で準備を進めておく必要がある。

①産業物資対策部

- ・特措法に基づき、三重県知事が各施設を対象に休止要請を実施した場合、どういった影響が出るか、過去の経済センサスの統計をもとに市内における各業種の事業者数をわかる範囲で把握しておく。

②建築対策部

- ・特措法に基づき、三重県知事が各施設を対象に休止要請を実施した場合、面積要件に応じて要請内容が異なることが想定されるため、平成28年度三重県都市計画基礎調査をもとに各事業者の施設の規模を確認しておく。

③福祉医療対策部

- ・特措法に基づき、介護施設等に休止要請が出た場合に備えて、支援体制が

とれるよう、引き続き鈴鹿亀山地区広域連合と連携していく。

④避難所対策部

- ・放課後児童クラブにおいて3密を避けるとともに、放課後児童クラブを長期的に安定して運営するため、学校に対しグラウンドの使用、午前の一時預かり及び人員の協力をお願いする。
- ・公私立保育所及び認定こども園について、自粛する企業も出てきていること、また保育所内での3密を避けるため、20日から家庭保育が可能な方は、家庭保育の協力をお願いする予定である。家庭保育の間の保育料は、還付の準備を進める。

⑤総務管理部

- ・機動的な人員配置も検討し、業務が滞らないよう準備を進めておく。

(4) 適切な情報発信について

市HP、SNS、広報すずか、各学校メール等で情報発信に努めているところではあるが、新たにCNSデータ放送（dボタン）を活用して、情報発信の充実に努める。

3 情報共有

(1) 県内発生状況について

4月16日現在で26例となっている。（詳細は三重県HP参照）

(2) 市議会について

- ・4月15日に正副議長及び4常任委員長との懇談会を実施した。
学校、医療体制、企業支援、庁舎の感染防止、鈴鹿市・亀山市緊急共同アクション等について意見をいただいた。

(3) 施設について

- ・これまで、公園施設での飲食を伴う宴会やバーベキュー等は自粛いただくよう看板等でお願ひしてきたが、全都道府県に緊急事態宣言が出されたことから、鈴鹿川河川緑地（公園施設）及び海のみえる岸岡山緑地のバーベキュー施設の利用は禁止とする。
- ・次の貸館施設については、5月6日まで休館としていたが、県内の感染状況や他市の状況も踏まえ、6月末まで休館を延長するとともに、当面の間、新規の利用受付は停止とする。

対象施設	問合せ先
労働福祉会館	産業政策課
職業訓練センター	
ふれあいセンター	地域協働課
男女共同参画センター	男女共同参画課
イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）	文化振興課
文化会館	

- ・次の屋外運動施設について，県内でも屋外運動施設の利用が中止されていることから，県外からの利用が増えている。県外からの流入を防ぐことと，緊急事態宣言を受けて市民の方の危機感を高めることを目的として，緊急事態宣言の期間中（5月6日まで）は利用中止とする。

対象施設	問合せ先
市立テニスコート	スポーツ課
A G F 鈴鹿陸上競技場	
石垣池公園野球場	
西部野球場・テニスコート	
桜の森公園野球場	
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	
鈴鹿川河川緑地（運動施設）	
鈴が谷運動広場	廃棄物対策課
クリーンセンターテニスコート	クリーンセンター
箕田公園テニスコート	市街地整備課
玉垣中央公園テニスコート	

4 給食の食材について

小中学校の休校に伴い，給食で使用する予定であった食材（野菜等）の在庫を抱えている状況である。

4月19日（日）に第二給食センターにてドライブスルー形式の即売会を実施する。